株式会社ソフリット 定款

 平成19年9月14日
 作
 成

 平成19年9月
 日
 公証人認証

 平成19年9月
 日
 会社成立

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社ソフリットと称する。英文ではSoffritto Incorporatedと表記する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守
- 2. ウェブアプリケーションの企画、設計、開発、保守
- 3. コンピュータソフトウェア、ウェブアプリケーションの受託開発、保守
- 4. コンピュータソフトウェア、ウェブアプリケーションの企画、設計、開発、保 守に関するコンサルティング業務
- 5. 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都目黒区駒場四丁目3番9号に置く。

第4条 (機関の設置)

当会社は、株主総会および取締役を置く。

第5条 (公告の方法)

当会社は、電子公告を公告方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載して公告する。

2 電子公告を掲載するURLは、次のとおりとする。

http://soffritto.org/company/announcements/

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は1000株とする。

第7条 (株券の不発行)

当会社の株式については、株券を発行しない。

第8条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

第9条 (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、利害関係人の利益を害する恐れがないものとして法務省 令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又 は記録することができる。

第10条 (質権の登録および信託財産の表示)

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

第11条 (手数料)

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条 (基準日)

当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第13条 (株主の住所等の届出)

当会社の株主および登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第14条 (募集株式の発行)

募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。

第3章 株主総会

第15条 (招集)

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を 発するものとする。

第16条 (議長)

株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ 社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第17条 (決議)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3 分の2以上に当たる多数をもって行う。

第18条 (株主総会の決議等の省略)

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、 当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができる者に限 る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提 案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第19条 (議決権の代理行使)

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権 を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役

第20条 (取締役の員数)

当会社の取締役は3名以内とする。

第21条 (取締役の選任)

当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第22条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

第23条 (社長および代表取締役)

当会社の取締役が2名以上あるときは、そのうち1名を代表取締役として、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

第24条 (報酬および退職慰労金)

取締役の報酬および退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

第25条 (事業年度)

当会社の事業年度は年1期とし、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

第26条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第27条 (剰余金の配当の除斥期間)

剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附則

第28条 (設立に際して出資される財産の価額)

当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金400万円、1株の払い込み金額は1万円とする。

第29条 (設立時取締役)

当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 檀上伸郎

第30条 (発起人)

発起人の氏名、住所および発起人が設立に際して引き受ける株式数および払い込み金額は、次のとおりである。

東京都目黒区駒場四丁目3番9号 発起人 檀上伸郎 普通株式 400株 金400万円

第31条 (最初の事業年度)

当会社の第1期の事業年度は、当会社成立の日から平成20年8月31日までとする。

第32条 (定款に定めのない事項)

本定款に定めのない事項は、すべて会社法およびその他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社ソフリットの設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名 押印する。

平成 1 9 年 9 月 1 4 日 発起人 檀上伸郎